

第四十七号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について		左記のとおり債権を放棄する。		記	
一 債権の概要		二 債権の内訳		三 放棄する理由	
(一) 債務者	(二) 債権の名称	(三) 債権の総額	(一) 債権ア	(二) 債権イ	(三) 債権ウ
江戸川区民	生活保護費返還金	三十六万三千六十三円	債権の額	債権の額	債権の額
			債権発生日	債権発生日	債権発生日
			令和四年一月十四日	令和四年一月十七日	令和四年一月十七日
			二十万四千六百二十円	七万七千九百六十三円	八万四百八十円
			生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六十三条	生活保護法第六十三条	生活保護法第六十三条

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和四年二月九日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。